

(別紙 11)

主伐後の造林事業請負契約及び分収造林契約に関する条件及び手続きについて

1 造林事業請負契約に関する条件について

(1) 総則

ア 造林事業請負契約は、造林事業請負契約書、造林事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書及び設計図書からなるものとし、造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書は当該契約の締結時点において有効なものを適用する。

イ 森林管理局長は、別紙 8-1 又は別紙 8-2 国有林材の安定供給システム協定書第 9 条に規定する造林事業請負契約について協定者と契約を締結できないときは、当該造林作業について、一般競争入札に付す。この場合において、協定者（協定締結以後は乙又は丙をいう。）は当該入札に参加してはならない。

(2) 契約内容

ア 契約単位及び契約期間については、協定者の弾力的な立木の伐採及び国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から、契約単位は原則として販売箇所ごと、契約期間は単年度内を基本とする。ただし、同時期に作業を行うことが可能な複数の販売箇所については、同一単位として契約する。契約の分割は、エのとおり、年度内に植栽の完了見込みが立たず、その植栽作業の契約を翌年度に行う場合に限定する。

イ 造林事業請負契約の予定価格は、造林が当該立木の伐採と一体的に行われることを踏まえ、一貫作業システムによる機械地拵え等を前提として積算する。予定価格積算の根拠となる作業条件は、原則として別添の標準的な作業条件による。

ウ 植栽に必要な苗木及び防護柵等の獣害対策資材については、造林事業請負契約の仕様書等に基づき協定者が調達する。

エ 植栽については、春、秋等の植栽の適期に行うものとして、立木を伐採する年度に地拵え（枝条整理を含む。以下同じ。）の契約を締結し、翌年度に植栽の契約を締結することも可能とする。なお、立木を伐採する年度に地拵え作業が完了する見込みが立たない場合は、翌年度に造林事業請負契約を締結することも可能とするが、その場合もイの一貫作業システムを前提とした積算とする。

オ やむを得ない事由がある場合を除き、森林管理署等の長及び協定者は、搬出済届が提出された年度の翌年度中までに植栽が完了するように造林事業請負契約を締結する。

2 造林事業請負契約締結までの手続について

- (1) 協定者は、九州森林管理局長に提出する実行計画案において、造林契約締結希望時期及び造林契約完了予定時期を記載する。
- (2) 森林管理署等の長は、(1)の実行計画案における造林契約予定時期を踏まえ、造林に係る予算を計上するよう調整を行う。
- (3) (2)の実行計画案に基づき、森林管理署等の長及び協定者は、伐採する年度の8月末までに、販売箇所ごとに、当該年度に造林事業請負契約を締結できるか否か及び締結予定日の他以下の事項についての最終の確認及び調整を行う。
 - ア 当該年度の造林事業請負契約の締結の意向確認
 - イ アで造林事業請負契約の締結を行うとした場合の植栽の時期
 - ウ アで造林事業請負契約の締結を行うとした場合の造林事業請負契約の締結予定日
- (4) 森林管理署等の長及び協定者は、(3)の最終の確認及び調整に基づき、当該年度に造林事業請負契約を締結することとした販売箇所については、災害等やむを得ない事由がない限り、(5)に基づき当該年度に造林事業請負契約を締結する。

当該年度に造林事業請負契約を締結しないこととした販売箇所については、森林管理署等の長及び協定者は、翌年度以降の造林事業請負契約の締結の時期について、確認及び調整を行う。
- (5) 当該年度に造林事業請負契約を締結することとした販売箇所について、森林管理署と協定者の双方が、造林事業請負契約を締結する面積等について確認の上、森林管理署等の長が造林事業請負予定価格積算要領の制定について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 242 号林野庁長官通知）等により予定価格を作成し、森林管理署等の長は協定者から見積書を徴取して、協定者から提出された見積金額が予定価格以下となった場合には、造林事業請負契約を締結する。見積金額が予定価格を超えた場合、協定者は見積金額を見直し、森林管理署等の長は協定者から当該見直しされた見積書を再度、徴取する。協定者が見直した見積金額が予定価格以下とならない場合、森林管理署等の長と協定者は、見積金額の見直しと見積書の徴取を3回まで繰り返し行うこととする。ただし、3回目の見直し以降においても、協定者から提出された見積金額が予定価格を超えた場合には、森林管理署等の長は再度協定者から見積書を徴取することができる。

この造林事業請負契約の締結は、協定者が伐採に着手した日から搬出済届が提出されるまでの間に行う。
- (6) 森林管理署等の長は、協定者から見積書を徴取するに当たっては、設計図書（事業内容や作業条件等の関係書類）をはじめ、造林事業請負契約の履行に必要な資料を協定者に提示する。
- (7) (5)に定める造林事業請負契約の締結は、森林管理署等の長と協定者が行うものとし、(5)に定める見積書の徴取、(6)に定める資料の提示についても、森林管理署等の長が行う。

3 分収造林契約に関する条件及び締結までの手続について

- (1) 森林管理署等の長及び協定者は、協定者が希望したときは、本条の定めるところにより、販売箇所に係る分収造林契約を締結することができる。この場合において、当該分収造林契約が締結された箇所については、（別紙８－１）又は（別紙８－２）の国有林材の安定供給システム協定書第９条第１項の造林事業請負契約を締結しない。
- (2) 協定者は、前項の分収造林契約の締結を希望するときは、当該分収造林契約の対象となる販売箇所に係る実行計画案の提出時にその旨を記載し、九州森林管理局長に提出する。
- (3) 九州森林管理局長は、実行計画案において、前項の分収造林契約の希望が示されたときは、その内容が、分収造林に係る関係法令、国有林野管理規程及び分収造林に係る関係通知に適合するものであり、かつ国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすものでないことを森林管理署等の長に確認した上で、売買契約に先立ち、当該分収造林契約の締結の可否を協定者に通知する。
- (4) 前項の協定者に対する通知において分収造林契約の締結が不可とされたときは、協定者は（別紙８－１）又は（別紙８－２）の国有林材の安定供給システム協定書第９条第２項に定めるところにより造林事業請負契約を締結する。
- (5) 第３項の協定者に対する通知において分収造林契約の締結が可とされたときは、森林管理署等の長に対し、協定者との分収造林契約が滞りなく締結されるよう協力するよう指示する。

(別添)

造林事業請負契約における標準的な作業条件

1 地拵え

(1) 総則

ア 担当森林事務所

造林事業契約を締結する箇所の担当森林事務所とする。

(備考) 溝辺森林事務所

イ 林班及び小班

立木販売及び造林実行計画における林班及び小班とする。

ウ 区域面積

立木販売及び造林実行計画における伐区の区域面積を原則とする。

エ 除地

原則として、区域面積のうち岩石地、溪流敷及び森林作業道敷については、作業の対象面積から除外する。

オ 作業予定面積

ウの区域面積からエの除地を除いた面積とする。

カ 作業期間

造林事業請負契約の期間とする。

(2) 林分条件

ア 傾斜

作業区域の状況に応じた傾斜区分による。

イ 植生等

作業区域の状況に応じた難易度区分による。

(3) 作業条件

ア 作業仕様

原則として枝条筋置に準じて枝条片付けを実施する。

イ 作業形態

原則として車両系機械による。

ウ 作業区分

原則として、機械地拵とする。

エ 通勤往復時間

作業区域の最寄りの市町村役場（支所を含む）から作業区域の中心点までの往復に要する時間とする。

オ 人員輸送車往復距離

作業区域の最寄りの市町村役場（支所を含む）から人員輸送車により到達可能な地点までの往復距離とする。

2 植栽

(1) 総則

1 (1)と同様とする。

(2) 林分条件

ア 傾斜

1 (2)アと同様とする。

イ 植生等

1 (2)イと同様とする。

(3) 作業条件

ア 植付方法

原則としてコンテナ苗植とする。

イ 作業形態

原則として人力とする。

ウ 作業区分

原則として普通方形植または、長方形植とする。

エ 樹種等

スギ及びヒノキを標準とする。ただし、保安林の指定がある作業区域については指定施業要件によるものとする。

花粉発生源であるスギ人工林の伐採・植替えを効率的・集中的に実施する「重点区域に準じた国有林」において植付を行う場合、原則花粉の少ない苗木等を使用すること。

※花粉の少ない苗木等は、無花粉、少花粉、低花粉、特定苗木及び他樹種を指す。

オ 本数

ヘクタール当たり 1,500～2,000 本植栽を標準とする。ただし、保安林の指定がある作業区域については指定施業要件によるものとする。

カ 通勤往復時間

1 (3)エと同様とする。

キ 人員輸送車往復距離

1 (3)オと同様とする。

3 防護柵

(1) 総則

ア 担当森林事務所

1 (1)アと同様とする。

イ 林班及び小班

1 (1)イと同様とする。

ウ 契約予定数量

造林事業請負契約物件明細の数量とする。

エ 作業期間

造林事業請負契約の期間とする。

(2) 林分条件

ア 傾斜

1 (2) アと同様とする。

イ 植生等

1 (2) イと同様とする。

(3) 作業条件

ア 作業形態

原則人力とする。

イ 数量

造林事業請負契約物件明細による数量とする。

ウ 通勤往復時間

1 (3) エと同様とする。

エ 人員輸送車往復距離

1 (3) オと同様とする。

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名

造林事業(植付外2)請負
- 2 履行場所

鹿児島県●●市
●●国有林●●●●林小班外
別冊 図面のとおり
- 3 事業内容

地拵作業

ha
- 3 事業内容

植付作業

ha
- 3 事業内容

獣害防止ネット設置作業

m
- 3 事業内容

計

ha
- 4 事業期間

自 令和○年○○月○○日（契約締結日の翌日）
至 令和○年○○月○○日
- 5 作業仕様書

別冊、作業仕様書のとおり
- 6 請負金額

金○, ○○○, ○○○円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金○○, ○○○円也）
- 7 選択条項

別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（選択されるものは○印、削除されるものは×印）

適用削除の区分	選 択 事 項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	○回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日

9 特約事項

(1) 別紙、特記仕様書のとおり

(2) 使用材料は、別紙、請負使用材料規格内訳書のとおりとし、請負者が購入するものとする。

上記請負事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 鹿児島森林管理署長 ●●●●と請負者○○○○は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲）住所 鹿児島県鹿児島市浜町12-1
分任支出負担行為担当官
鹿児島森林管理署長 ●●●●

請負者（乙）住所 ○○県○○○○
○○林業株式会社
代表取締役 ○○ ○○

〔注〕請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者 ○○共同事業体

代表者	住所	○○林業株式会社 ○○県○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ ○○県○○○○ ○○林業株式会社 ○○県○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ ○○県○○○○ ○○林業株式会社 住所 ○○県○○○○ 代表取締役 ○○ ○○
-----	----	---

作 業 内 訳 書

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)	作業期間		使用材料		獣害防止 ネットの 点検等	備考
						自	至	品名	数量		
地拵						契約締結日 の翌日から	令和〇年 〇月〇日	無	無	-	
〃						〃	〃	〃	〃	-	
〃						〃	〃	〃	〃	-	
〃						〃	〃	〃	〃	-	
小計											
植付						契約締結日 の翌日から	令和〇年 〇月〇日	スギ コンテナ苗	本	-	
〃						〃	〃	〃	本	-	
〃						〃	〃	〃	本	-	
〃						〃	〃	〃	本	-	
小計											
獣害防止ネット設置		-				契約締結日 の翌日から	令和〇年 〇月〇日	獣害 防止ネット	m	-	
〃		-				〃	〃	〃	m	-	
〃		-				〃	〃	〃	m	-	
〃		-				〃	〃	〃	m	-	
小計									m		
合 計											

- 【留意事項】 1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

特 約 事 項 内 訳 書

記入 番号	林小班	作業種	作業区分	契約面積	使 用 材 料 等			備考
					品名	品質規格	数量	
		植付			スキコンテナ苗	コンテナ苗 根元径5.0mm上、苗長35cm上 花粉の少ない苗木	本	
		植付			〃	〃	本	
		植付			〃	〃	本	
		植付			〃	〃	本	
		計		0.00			本	
		獣害防止 ネット設置			獣害防止ネット	強力繊維入り獣害防止ネット(スカート式)・ネット編目： 50mm ・ネット仕様：引っ張り強度(縦目方向)800N以上を 有する強力繊維入り下部H1.0m以上仕様タイプ ネットであること(公的機関の引っ張り強度試験結果 を証明できるもの) なお、全面ポリエチレンのみネットは不可。 ・ネット標準展開サイズ：H1.8m×50m ・スカートネットサイズ：H0.6m以上×50m ・付属資材：支柱規格FRP製 φ33～35mm×2.4m、4 m間隔設置部材とし、付属部品についても、ネットの 購入メーカー適合規格品であること	m	
		〃			〃		m	
		〃			〃		m	
		〃			〃		m	
		計		0.00			m	

造林事業一般仕様書

1. 作業の実施に当たっては誠意を旨とし、仕様書、作業内訳書、作業予定表、図面にに基づき実施するものとする。
2. 作業方法等の細部については監督職員の指示に従うこと。
3. 仕様書及び図面等に疑義がある時は監督職員の指示に従うこと。
4. 本作業に除草剤又は灯油を使用する場合の取扱い、並びに作業方法については、別紙、除草剤使用仕様書又は灯油使用仕様書によること。
5. 本作業実施のため、支給を受けた場合の支給材料は、発注者の定める様式により起番別に受払関係を時系列に記帳して使用状況を明らかにし、発注者又は監督職員から提示を求められたときは異議なく応諾し、検印を受けること。
なお、作業が完了(一部完了を含む)し検査を請求する場合は、完了届と同時に発注者に提出すること。
6. 本作業実施のため、物品を購入した場合は、購入物品(苗木、除草剤、薬剤、シカネット等)を発注者の定める様式により起番別に受払関係を時系列に記帳して使用状況を明らかにし、発注者又は監督職員から提示を求められたときは異議なく応諾し、検印を受けること。
なお、作業が完了(一部完了を含む)し検査を請求する場合は、完了届と同時に発注者に提出すること。
7. 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。
8. 作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。
9. 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い作業現場の片付けを行うこと。
10. 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、請負者の負担において行うこと。

地 拵 作 業 仕 様 書

1. 作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（１）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（２）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に筋状に１ｍ以下の高さに棚積みすること。

この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。

植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（３）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径 50 cmの雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。

苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（４）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（１）～（３）に準ずること。

（５）機械地拵

一貫作業システムにおいて機械地拵を行う場合の作業要領は、上記（２）に準ずること。

2. 溪床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない溪流敷外に除去すること。

なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

3. 立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

4. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

コンテナ苗木植付作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

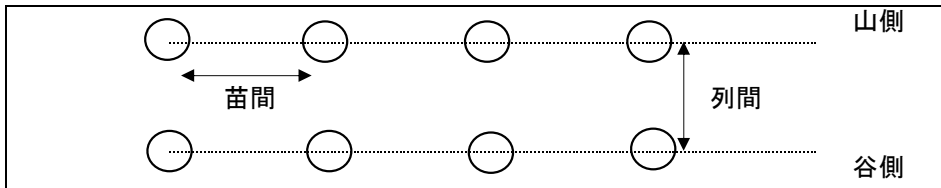
2. 苗木の管理

- (1) 検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- (2) 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数	植付方法	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
			苗間	列間	

(平面図)



4. 植付要領

- (1) 植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- (2) 苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- (3) 側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- (4) 地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

5. 作業上の留意事項

- (1) 苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- (2) 苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。
- (3) 筋刈が容易になるよう、植栽列は等高線に沿うようにし、できるだけ孫列を作らないこと。
- (4) 植付地点が伐根あるいは岩石等で植栽困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。

6. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

7. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

1. 獣害防止ネットの購入及び検収

- (1) 乙は、甲の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 獣害防止ネットの検収については、契約図書(特約事項)の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、甲の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、乙の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

2. 獣害防止ネット設置要領

- (1) ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。
- (2) 支柱は、地形・地質を考慮し4m間隔を基本に打ち込み固定すること。
- (3) 急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。
- (4) ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。
- (5) 支柱とネットが接する部分は3箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。
- (6) 各支柱間のネットの下部(裾部分の端)には2箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。
- (7) 支柱の補強については、支柱2本当たり1箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。
- (8) 出入り口を監督職員の指示により設置すること。
- (9) 上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

林野火災防止に関する誓約書

林野火災は、ひとたび発生すると、乾燥、強風等の気象的要因や、落葉、枯草等の堆積状況等によっては一気に被害が拡大する危険性を有しており、その未然防止が極めて重要です。

林野火災の原因の多くは火の不始末等による人為的なものであり、森林整備に携わる者としては特に注意していく必要があると認識しています。

このため、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、林野火災防止に関し、約款、標準仕様書及び特記仕様書（特記仕様書に定めがあれば記載）の遵守を改めて誓約するとともに、国有林野内において、下記の事項を遵守することを誓約します。

この誓約が虚偽であること、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 標準仕様書第4条第9項を遵守し、作業員等に徹底させます。

標準仕様書第4条第9項

請負者は、事業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、事業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

- 2 標準仕様書第4条第9項に基づく喫煙の指定場所（以下「指定場所」という。）については、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定します。また、作業中の喫煙は厳に慎むこととします。
- 3 指定場所において、火気の使用を伴う喫煙を行う際には周辺の落葉・落枝等の可燃物の除去を徹底するとともに、喫煙後は、消化を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰ります。
- 4 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行います。
- 5 本事業に従事するすべての作業員に対して、誓約事項を周知徹底します。

森林管理署長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称